

町税の減免・納税の猶予の制度

納税者が災害にあつたり生活保護を受けるなど、特別な事情により町税を納めることが困難な場合に、その事情に応じて減免や、財産の差し押えなどが猶予される制度があります。詳しくは税務課までお問い合わせください。

町税の減免

減免を受けようとするかたは納期限の7日前までに申請する必要があります。税目によって減免の要件が異なります。

税目	要件
個人住民税	・生活保護を受けている場合 ・学生、生徒の場合 ・失業その他の事由により所得が皆無となり、生活が著しく困難な場合 ・災害を受けた場合
法人町民税	・収益事業を行わないNPO法人、公益法人など
固定資産税	・生活保護を受けている場合 ・災害を受けた場合
軽自動車税	・身体障害者のために使用する車両で、一定の要件に該当する場合 ・国や地方公共団体から財政的援助を受ける公益法人、社会福祉法人など
国民健康保険税	・生活保護を受けている場合 ・貧困などにより生活が著しく困難な場合 ・災害を受けた場合

徴収の猶予

次のいずれかの要件に該当し、町税を納付することができないと認められる場合には、1年以内の期間に限り適用されることがあります。

- ①震災、風水害、火災、その他災害を受け、または盗難にあつたとき
- ②生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したとき
- ③事業を廃止し、または休止したとき
- ④事業につき著しい損失を受けたとき
- ⑤本来の納期限から1年以上経過したのちに、納付すべき税額が確定したとき

申請期限

- ①から④に該当する場合は申請期限はありません。
- ⑤に該当する場合は納期限内に申請する必要があります。

猶予の効果

督促及び滞納処分が猶予されます。
猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。

換価の猶予

次の要件すべてに該当する場合に、1年以内の期間に限り適用されることがあります。

- ①事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがあると認められること
- ②納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③換価の猶予を受けようとする町税以外に町税の滞納がないこと

申請期限

納期限から6か月以内に申請する必要があります。

猶予の効果

財産の差し押えや換価(売却)などが猶予されます。
猶予期間中の延滞金の一部が免除されます。